

別表1

給付割合表

等級	身体障害	会務中	会務外
第A級	1. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 2. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 3. 1肢に第B級の6から8までのいずれかの身体障害を生じ、かつ「他の1肢に第B級の6から8まで、または第C級の14から18までのいずれかの身体障害を生じたもの」 4. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	90万円	70万円
第B級	5. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 7. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 8. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの 9. 10手指を失ったもの 10. 脊柱に著しい奇形または運動障害を永久に残すもの	70万円	50万円
第C級	11. 1眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 12. 言語またはそしゃく機能に著しい障害を永久に残すもの 13. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 14. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 16. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 17. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 18. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 19. 足指の用を全く永久に失ったもの 20. 1足の5足指を失ったもの	50万円	30万円
第D級	21. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 22. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 23. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指を失ったか、第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの 24. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの 25. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 26. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 27. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 28. 鼻を欠損し、かつ「その機能に著しい障害を永久に残すもの」 29. 脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの	35万円	15万円
第E級	30. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 31. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 32. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 33. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）の用を全く永久に失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 34. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指または2手指を失ったもの 35. 1足の第1指（母指）または他の4足指を失ったもの 36. 1足の第1指（母指）を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	30万円	10万円

別表2

対象となる高度障害状態

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を永久に失ったもの 8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの |
|---|

備考

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、こう蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部の摘出により発音が不能の場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

別表3（細則第7条の2項）

会 務 の 内 容	会 務 遂 行 中 の 範 囲
1 信濃教育会および各教育会が委嘱する研究調査委員会・特別委員会・編集委員会	(1) 当該会合の開始から終了まで (2) 当該会合の往復
2 教育会の代議員会・常任委員会・教育研究所運営委員会・常設委員会	(3) 自宅等にあつて、 <u>会合のために準備・整理</u> をする行為（会務遂行中と認めることができる当該教育会長の意見書を貼付のこと）
3 教育会がその目的達成、事業推進のため必要と認めて会員を派遣する出張	(4) 教育会長が認める日程により <u>所属所</u> もしくは自宅を出発して、そこに帰るまで
4 教育会事務局・教育研究所の業務および研修員の研究活動	(5) 勤務時間のほか、教育会長が必要により認めた時間も含む (6) 通勤のため <u>合理的な経路</u> による往復 (7) 研究所の研究員・所員は必要により所長が認めた時間および研究調査の出張または通勤の往復を含む
5 教育会が補助し、派遣する県外視察・海外教育視察	(8) 届け出された計画により、教育会長が妥当と認める経路の往復を含む
6 教育会総集会、教育会が主催する講習・講演会、教育懇談会、教育研究大会	(9) 当該学校責任者了知のうえ参加し、所定の日程に合わせて通常経路による往復を含む

（付記）

- 1 会合または通勤の往復とは、その会員の所属所もしくは住居と、教育会事務局および会の開催される場所の間を、合理的な経路・方法により往復することをいい、当該往復の経路を逸脱しまたは当該往復を中断した場合にはこれを認めないものとする。
- 2 所属所とは、その会員の所属する日常の勤務場所をいい、住居とは会員が居住して、日常の生活の用に供している生活の本拠としての家屋のほか、勤務の都合、その他特別の事情のある場合においては、特に設けられた宿泊の場所なども含む。
- 3 合理的な経路とは、社会通念上その会員が所属所もしくは住居と、教育会事務局および会の開催される場所の間を一般に用いると認められる経路・方法をいう。
したがって当日の交通事情により、やむなく迂回する場合などは合理的な経路に該当する。
- 4 逸脱とは、会合または勤務と関係ない目的で合理的な経路からそれることをいい、中断とは、合理的な経路上であっても会合または勤務の目的から離れた行為をおこなうことをいう。ただし、経路上でたばこ等を求める場合は日用品購入行為としてこの限りでない。
- 5 日用品とは、飲食品、衣料品、家庭用燃料品など会員またはその家族が、日常生活の用にあてるものであって、日常しばしば購入するものであること。
- 6 その他これに準ずる日常生活上必要な行為とは、その行為が家庭生活上必要な行為であり、かつ日常おこなわれ、所要時間も短時間であるなど、日用品の購入と同程度に評価できる場合をいう。
したがって、途上で食事をする場合、理髪店・美容院へたちよる場合などはこれに該当するものであること。
- 7 会合のために準備・整理をする事例とは、会合に必要な資料・研究物等を準備・整理している行為中をさす。